

消費者機構日本 ニュースレター

第105号



《本号の目次》

1. 消費者機構日本10周年記念レセプション開催、活動紹介映像の完成披露
2. 消費者機構日本(COJ)活動紹介映像について
3. 10周年記念企画 消費者向けセミナーの実施について
4. 品川美容外科 申入れ実施・公表 報告
5. アサカワホーム 工事請負契約書の是正協議を終了しました
6. 全国の適格消費者団体(11団体)のホームページ公表状況(9月分)

1. 消費者機構日本10周年記念レセプション開催、活動紹介映像の完成披露

9月17日、消費者機構日本は設立より10年目を迎え、感謝の意を込めて四ツ谷の主婦会館プラザエフにて記念レセプションを開催しました。当日は消費者行政を担う各界の皆様および消費者機構日本の会員の皆様、あわせて約120名の方々に参加をいただきました。

ご来賓として、赤澤亮正内閣府副大臣、越智隆雄内閣府大臣政務官を始め、山本幸三衆議院議員、行田邦子参議院議員、魚住裕一郎参議院議員、重徳和彦衆議院議員、三谷英弘衆議院議員、大門実紀史参議院議員、寺田典城参議院議員、吉田忠智参議院議員、消費者庁長官、消費者委員会委員長にお越しいただき、祝辞を頂戴しました。また、東京都、弁護士会、司法書士会、消費者団体の皆様からも祝辞をいただき、消費者機構日本の会員の皆様との交流も進みました。祝電・文書祝辞については、船田元衆議院議員、泉ケンタ衆議院議員、福島みずほ参議院議員よりいただきました。

その会場では、消費者機構日本の活動を紹介する映像(ホームページ・YouTubeより視聴可)の完成披露も行いました。

レセプションの後半には、消費者機構日本の理事より、10年間の活動を振り返り、これまで取り組んできた差止請求の活動に関わる苦労話などが披露され、消費者機構日本(COJ)活動の歩みを記した10周年記念レセプション式次第などを見ながら、参加者同士の交流も和やかに行われました。この日は10年間の活動を改めて振り返るとともに、今後、特定適格消費者団体の認定を目指していくことを確かめ合う機会となりました。



赤澤亮正 内閣府副大臣からの祝辞

2. 消費者機構日本(COJ)活動紹介映像について

消費者機構日本の団体および活動を紹介する映像が完成しました。収録時間は約10分で、内容は順を追って次の通りです。

- ① 消費者機構日本とは
- ② 消費者機構日本設立の経緯
- ③ 消費者団体訴訟制度の趣旨
- ④ 適格消費者団体の紹介
- ⑤ 差止請求できる範囲の解説
- ⑥ 消費者機構日本の活動紹介（公開学習会・消費者志向経営セミナー・消費者政策への提言）
- ⑦ 10年間の活動成果事例紹介（代表的なもの-有料老人ホーム・家電量販店広告・各種スクール・建物賃貸借契約）
- ⑧ 消費者機構日本の今後の展開、情報提供・支援のお願い

この映像は、消費者機構日本のホームページから視聴することができます。

<http://www.coj.gr.jp/about/movie.html>

また、YouTubeには10分のフルバージョンと合わせて、上記⑦活動成果のみと、各事例ごとに短いもの（4バージョン）もアップしています。

学習会やセミナーなど、消費者機構日本の活動紹介をする際には、ぜひご活用ください。なお、DVDにしたものを貸し出すこともできますので、事務局までご連絡ください。

3. 10周年企画 消費者向けセミナーの実施について

消費者機構日本の設立10周年を記念して、一般消費者向け連続ミニセミナーを実施します。セミナーの主テーマは、差止請求事例集の事例紹介で、一般消費者向けに消費者被害に遭わないようするための啓発とともに、消費者団体訴訟制度および集団的消費者被害回復訴訟制度についてもお知らせします。

一般の消費者にはほとんど知られていない適格消費者団体の役割や、消費者団体訴訟制度および集団的消費者被害回復訴訟制度を知っていただく機会とします。

1. セミナー内容

ライフプランセミナーシリーズとして、参加者の年代別に3パターン実施します。年代別、ライフステージ別に消費者被害の事例を紹介しながら展開していきます。

冒頭に消費者機構日本の活動紹介ビデオを上映し、当機構が行う消費者団体訴訟制度を利用した申入れ等の活動紹介、新訴訟制度のお知らせを行います。次に講義で差止請求事例を紹介しながら不当な契約条項について、注意喚起を促し、被害にあってしまった時の相談先を紹介します。また、今後実施される集団的消費者被害回復訴訟制度を簡単に解説します。

終わりに、参加者の年代に合わせた悪質商法にかかわる落語や漫才等（東京都消費生活相談センター幹旋）の上演を行い、一般の消費者が気軽に参加できる内容を目指します。

(1) セミナーのシリーズ・開催日

- ① 20代～30代向け（1月21日（水）18：30～19：40）
差止事例－専門スクール、インターネット通販、結婚式場、不動産賃貸
コント－ヒーローの資格（電話勧誘販売・資格商法）
- ② 30代～40代向け（2月7日（土）10：30～11：40）
差止事例－美容医療、結婚相手紹介、自動車売買、建築請負
落語－おばちゃんは涙を信じない（デート商法）
- ③ 40代以降（2月26日（木）10：30～11：40）
差止事例－スポーツクラブ、有料老人ホーム、冠婚葬祭
漫才－怪奇！ドロドロ血液のナゾ！（健康商法・血液検査）

(2) タイムスケジュール (予定)

時 間	内 容	講 師
10 分	消費者機構日本の紹介ビデオ上映	司会 (事務局)
40 分	差止請求事例等の紹介 (講義)	内部講師 (事務局)
20 分	悪質商法 落語・コント・漫才	東京都消費生活相談センターより斡旋

2. 開催場所・参加人数等

四ツ谷 主婦会館プラザエフ 会議室 (50 名程度、3F コスモス)

なお、参加費は無料です。(東京都との協働事業となります。)

セミナーの詳細案内および申込受付は、11 月よりメールやニューズレター、ホームページなどで順次行います。興味を持たれた方はぜひお申し込みください。また、職場や団体の方々に紹介するためのチラシデータなども、後日提供させていただきますので、積極的にご案内をお願い致します。

4. 品川美容外科(医療法人社団翔友会) に対して、優良誤認表示、有利誤認表示(二重価格表示)及び退去妨害行為の差止を求めました！！

当機構は、「品川美容外科」を経営している医療法人社団翔友会(代表者 綿引 一)に対し、以下の3点について、その差止を申し入れました。

1. フェイスリフト(フェザーリフト、ロイヤルリフト、フェイスアップ)について、つり上げ、たるみ解消等の効果が強調されている表示の差止(景品表示法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示)
 2. BMC(Beauty Members Club)会員は、料金が非会員価格に比して20%OFFになるとする表示の差止(景品表示法第4条第1項第2号に定める有利誤認表示)
 3. 退去妨害行為の差止(消費者契約法第4条第3項に定める退去妨害行為)
- また、以下の4点について各その意味内容について問い合わせをいたしました。
4. 症例実績について
 5. 安心保障制度について
 6. ロイヤルリフト、フェイスアップの「切らない」との表現について
 7. 「当院独自」「世界レベル」との表現について

～本件差止請求に至る経緯について～

かねてより、当機構を含む適格消費者団体では、美容医療に代表される疾病治療を主な目的としない自由診療について、その広告に表示されている効果と実際の効果との乖離、広告に表示されている価格と実際の価格との乖離、施術前の説明と施術後の状態との乖離、身体に侵襲を伴うものであるため施術を受けることに躊躇する者に対し執拗に勧誘するなどの勧誘行為等について、主に関東に所在する適格消費者団体間で情報交換をするなど、問題意識を共有して活動してまいりました。当機構においても、過去、包茎治療を営む事業者の自由診療部分に対し、表示の差止請求(裁判外の申入れ)をし、一定の改善がなされています。

そのような中、今般、美容医療業界最大手であり、タウン誌等に広告を掲載している品川美容外科の主にホームページ上の広告表示を調査・検討いたしました結果、その表示が景品表示法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示及び同第2号に定める有利誤認表示(二重価格表示)に該当し、また、同外科の勧誘行為について調査・検討した結果、消費者契約法第4条第3項に定める退去妨害行為に抵触するとの結論に至りました。さらに、国民生活センターの集計によると、

全国の消費生活相談センターに寄せられた同美容外科の広告表示、料金、役務品質等に関する消費者からの苦情及び相談が相当多数寄せられていることもあり、品川美容外科を経営する医療法人社団翔友会（代表者 綿引 一）に対し、同各表示及び同行為の差止を請求いたしました。

また、同ホームページ上の表記について、消費者が一般に理解している内容と乖離しているかどうかを確認するため、その意味や根拠について併せて問い合わせをしたところです。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_141008_01.html

5. アサカワホーム(建築請負事業者)の工事請負契約書の是正協議を終了しました

消費者機構日本は株式会社アサカワホーム（東京都立川市）に対して、当該事業者が使用する工事請負契約書にある①解除に伴う違約金条項、②履行遅滞時の違約金条項、③合意管轄条項、④瑕疵担保責任⑤見積もり落ち時の経費負担条項につき、是正を求めました。

上記の内容について一旦是正が行われましたが、工事請負契約書が抜本的に改定されたため再度申入れを行い、①解除に伴う違約金条項、②融資の承認に関わる違約金条項につき、是正を求めました。

当該事業者からは、当機構の申入れ及び要請の内容を受け入れて、工事請負契約書を改定等するとの回答書を受領したことから、本協議を終了しました。

当該事業者は、改定後の工事請負契約書を本年 10 月 1 日から使用を開始しています。なお、本件につきましては、合意書を締結して協議を終了しました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_141010_01.html

6. 全国の適格消費者団体(11 団体)のホームページ公表情報(9月分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体(11 団体)の9月のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(9月1日~9月30日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	■9月12日：(株)北日本システムから回答がありました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=291
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■9月11日：景品表示法における課徴金制度についての意見を提出。 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_140908_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	■9月24日：クリエイター養成スクール受講約款の不当条項が是正されました http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire.html

<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■9月19日:学校法人モード学園から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1094.html ■9月22日:ザ・グローオリエンタル名古屋から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1097.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■9月4日:KC'sは、消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(仮称)の概要」についてのパブリックコメントに、意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000469 ■9月5日:家賃保証委託事業者の日本セーフティー(株)から、申入書に対する回答書が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000470 ■9月26日:KC'sは、消費者庁の「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」についてのパブリックコメントに意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000471 ■9月30日:貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに對する差止訴訟の第8回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000472</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■9月4日:日本放送協会に對し、質問書を提出しました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140904_nhk.pdf ■9月17日:株式会社ハナテンに對し、再度の質問書を送付しました http://hyogo-c-net.com/pdf/140917_hanaten.pdf</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■9月24日:株式会社日本セレモニー訴訟第11回期日の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/413 ■9月24日:株式会社ドワンゴ申入れ活動終了の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/416 ■9月24日:株式会社ニワンゴ申入れ活動終了の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/420</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>■9月1日:株式会社ルネサンスと合意しました http://oita-shohisyanet.jp/topics/20140901_o1.html</p>



適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人

発行人:芳賀唯史 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077